

許 可 申 請 の 手 続

許可地域において屋外広告物を表示・掲出する場合には、適用除外広告物を除き、次に掲げる書類を山口市都市計画課に提出して許可を受けてください。

禁止地域において許可を受けることができる屋外広告物を表示・掲出する場合についても同様の手続となります。

なお、申請に際しては許可手数料が必要です（審査後にお渡しする納入通知書により、市の指定金融機関で納入してください）。

【新規の場合】

1. 屋外広告物許可申請書

2. 添付書類

(1) 形状、寸法、色彩、意匠、構造（工作物等を利用するものにあつては、構造及び当該工作物等との関係）、地上からの高さ等を示した模写図（はり紙又はこれに類するものにあつては、現物）

(2) 表示又は設置の場所を示した見取図

ア. 野立て物件にあつては、表示又は設置の場所を示し、道路又は鉄道等からの距離及び最寄りの野立て物件までの距離を記入してください。

イ. 案内誘導広告（条例第6条第3項物件）にあつては、表示又は設置の場所を示し、禁止地域から自己の住所等までの距離及び道路法第3条の道路と当該道路から自己の住所等に至る道路との交差点から当該案内誘導広告までの距離を記入すること。

(3) 申請物件に係る安全点検報告書

※以下の広告物を除く

①新たに設置するもの

②点検不要広告物（はり紙類、立看板、広告幕類、気球広告、はり札、電柱等広告のうち巻付け広告・直塗り広告、壁面等に描かれたもの）

【更新の場合】 ※規則で定める軽微な変更等^aをしようとするときを除く。

1. 屋外広告物許可更新申請書（許可期間満了の10日前までに申請）

2. 添付書類

申請物件に係る安全点検報告書（点検不要広告物を除く）

【許可広告物を変更・改造する場合】

1. 屋外広告物変更・改造許可申請書

2. 添付書類

(1) 変更又は改造後の形状、寸法、色彩、意匠、構造（工作物等を利用するものにあつては、構造及び当該工作物等との関係）、地上からの高さ等を示した模写図（はり紙又はこれに類するものにあつては、現物）

(2) 申請物件に係る安全点検報告書（点検不要広告物を除く）

※許可を受けた屋外広告物について、次の場合には遅滞なくその旨を山口市都市計画課へ届けてください。

(1) 管理する者を置いたとき

(2) 表示者、設置者又は管理者に変更があった場合

(3) 屋外広告物が滅失した場合

(4) 表示者、設置者又は管理者の氏名、名称又は住所に変更があった場合

※赤字は、R2.10.1からの変更箇所です。

^a

・屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法を変更することなく修理し、補強し、又は塗り替える場合

・屋外広告物を掲出する物件に当該許可の期間内に同一業務に関する広告物を定期的に取り替えて表示する場合